

取引参加者による組織再編の承認等に係る取引参加者規程等の一部改正について

平成21年12月9日
株式会社TOKYO AIM取引所

当取引所は、取引参加者規程等の一部を改正し、平成21年12月10日から施行します（詳細につきましては、規則改正新旧対照表を御覧ください。）。

昨今の取引参加者における再編の活発化に伴い、株主総会の決議による承認を要しない簡易組織再編又は略式組織再編（以下「簡易・略式組織再編」といいます。）による合併、会社分割又は事業譲渡（以下「合併等」といいます。）であっても、事業戦略の変更など取引参加者の経営の体制、財務基盤又は業務執行体制の維持に重大な影響を及ぼすおそれがあるケースが発生する可能性も考えられます。

今回の改正は、取引参加者管理の充実を図るため、簡易・略式組織再編による合併等についても、一定の規模を超える場合には当取引所の承認を受けることとするなど、取引参加者規程等の一部改正を行うものです。

改正等の概要は、以下のとおりです。

I. 改正概要

1. 「承認事項」の範囲の見直し

簡易・略式組織再編による合併等のうち、次の（１）～（５）に掲げるものについて新たに承認事項とします。

- （１）取引参加者が他の法人と合併して合併後存続することとなる場合の当該合併をする行為で、当該合併に際し交付する株式の数に1株当たり純資産額を乗じて得た額及び当該合併に際し交付する社債その他の財産の帳簿価額の合計額が、当該合併後存続する取引参加者の純資産額の20分の1を超えるもの
- （２）分割により事業の一部を他の法人へ承継する行為で、当該分割により承継させる資産の帳簿価額の合計額が、当該分割を行う取引参加者の総資産額の20分の1を超えるもの
- （３）分割により事業の全部又は一部を他の法人から承継する行為で、当該分割により交付する株式の数に1株当たり純資産額を乗じて得た額及び当該承継により交付する社債その他の財産の帳簿価額の合計額が、当該分割により事業の承継をする取引参加者の純資産額の20分の1を超えるもの
- （４）事業の一部を譲渡する行為で、譲渡する資産の帳簿価額が、譲渡する取引参加者の総資産額の20分の1を超えるもの
- （５）事業の全部又は一部を譲り受ける行為で、譲り受ける事業の対価として交付する財産の帳簿価額の合計額が、当該事業を譲り受ける取引参加者の純資産額の20分の1を超えるもの

2. 合併等に関する事前通知

新たに承認事項とする合併等に関する当取引所への事前通知は、原則として、当該行為の承認に係る株主総会の日又は取締役会など会社の意思決定機関による決定の日の2週間前の日までに行うこととします。

3. 「確認書」制度の導入

取引資格の取得及び合併等の承認に係る審査において、当取引所所定の「反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」の提出を求めることとします。

II. 施行日

平成21年12月10日から施行し、同日以後に当取引所に対し申請又は届出が行われるものから適用することとします。

以 上